

## 戸塚聰勇（さいたま地人事課補佐）

差出人: 戸塚聰勇（さいたま地人事課補佐） <[REDACTED]>  
送信日時: 2020年3月4日水曜日 9:46  
宛先: 関口 民事首席；塙原 刑事首席；横澤 課長（大宮）；吉田 課長（久喜）；久賀 課長（川越支）；居間 課長（飯能）；高間 課長（本庄）；坂本 課長（川越支）；寺田 課長（所沢）；早川 課長（川口）；瀧澤 課長（秩父）；長谷川 課長（さいたま簡）；藤木 課長（越谷支）；武井 課長（熊谷簡）；保坂 課長（熊谷）；小川 課長（人事）；関塙 課長（総務）；祖山 課長（経理）；太田 課長（出納）；片野 一検局長；櫻井 二検局長；八ツ田 課長（家裁・越谷）；鈴木 課長（家裁・熊谷）；山本 課長（家裁・川越）；森岡 課長（さいたま家会計）；米満 総務課長（さいたま家）；細谷 少首書（さいたま家）；岡崎 家首書（さいたま家）  
C C: 渡辺 民事次席；藍木 民事次席；久保田 管理官（民事）；関根 刑事次席；高田 刑事次席；勝野 管理官（刑事）；間邊 補佐（総務）；手嶋 補佐（総務）；内山 補佐（経理）；渭邉 補佐（出納）；河合 補佐（人事）；佐藤 係長（能率）；持田 係長（さいたま家総務課人一）；山本 補佐（さいたま家総務課）；高橋 補佐（さいたま家会計）；白熊 補佐（さいたま家総務課）；松本 家次書（さいたま家）；佐藤 少次書（さいたま家）；秋枝 管理官（家事）；中山 管理官（少年）  
件名: 【扱い一部変更】【依頼】新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取得状況等について

### <地家裁共通>

首席書記官 殿  
事務局課長 殿  
管内庶務課長 殿  
検審局長 殿（一検、二検）  
(cc:次席書記官 殿、訟廷管理官 殿、事務局課長補佐 殿)

お世話になっております。  
以下のメールでお願いをさせていただいた標記の取得状況の報告の1について、3月2日以降、発熱等の症状を理由として特別休暇を取得することが認められたことに伴い、この場合も以下のメールの報告先に休暇願（休暇届）の写しを送付する取扱いとしてください。

なお、特別休暇の理由が「同居親族の風邪症状」や「学校休校」のための理由の場合は含みませんので、念のため、申し添えます。  
よろしくお願ひいたします。

### 【機密性 2】

\*\*\*\*\*  
さいたま地方裁判所事務局人事課  
課長補佐 戸塙 聰勇  
内幹 [REDACTED] (ダイヤルイン)  
\*\*\*\*\*

From: 戸塚聰勇 (さいたま地人事課補佐) [mailto:[REDACTED]]  
Sent: Friday, February 28, 2020 2:08 PM  
Subject: 【依頼】新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取得状況等について

### <地家裁共通>

首席書記官 殿  
事務局課長 殿  
管内庶務課長 殿  
検審局長 殿（一検、二検）  
(cc:次席書記官 殿、訟廷管理官 殿、事務局課長補佐 殿)

お世話になっております。  
標記の取得状況等について、当面の間、次のとおり報告してください。  
疑義がありましたら当職宛て御連絡願います。  
よろしくお願ひいたします。

### <報告事項>

- 1 発熱など風邪の症状（新型コロナウイルスとは無関係な病名の確定診断を受けている場合を除く。）を理由として病気休暇を取得（休暇願又は休暇簿を提出）した職員の休暇願（休暇簿）  
裁判官を含むが、非常勤職員は除く。
- 2 新型コロナウイルスに感染していることが陽性であるとの診断を受けた職員（診断日、所属、官職、氏名）  
1と異なり、非常勤職員も含む。

### <報告方法・時期>

1については、休暇願（休暇簿）が提出された時点で、以下の報告先に対して、それをPDFにしてメール送信するか写しを持参する。

2については、判明し次第、以下の報告先に適宜の方法で、連絡する。

### <報告先>

地裁所属職員（簡裁と検審を含む。）  
人事課課長補佐 戸塙 [REDACTED]  
人事課能率係長 佐藤 [REDACTED]  
家裁所属職員  
総務課課長補佐 山本 [REDACTED]  
総務課人一係長 持田 [REDACTED]

### 【機密性 2】

\*\*\*\*\*  
さいたま地方裁判所事務局人事課  
課長補佐 戸塙 聰勇  
内幹 [REDACTED] (ダイヤルイン)  
\*\*\*\*\*